

【緊急事態宣言の発令に伴う 各還付対応一覧】

対応適用期間(☆)

令和3年1月18日(月)から2月7日(日)まで

◆専用利用◆(利用日が対応適用期間(☆)内のお客様)

| ご利用日 時間帯 | 還付対象日 | 還付額 | 還付対応期間 | ご用意いただくもの |
|----------|-----------|--------|--|------------------------|
| 夜間 | 対応適用期間(☆) | 利用料金全額 | 令和3年1月20日(水)から随時対応可能 ご来館予定日を事前にご連絡いただくと、 よりスムーズな対応が可能です。 | ①ご利用日の利用承諾書兼領収書 ②印鑑 |

※【ご利用日が対応適用期間中の午前・午後の時間帯のお客様】: 利用されず還付希望の方は、
[ご利用日の前日の当館営業時間まで]に、お電話にて当館へご連絡ください。
(すでにご連絡いただいているお客様は、大変お手数ですが、より円滑な対応のため、ご来館予定日時を再度ご連絡いただきますよう、お願いいたします。)

◆還付対応決定の教室◆

※以下の表の教室は、緊急事態宣言発令に伴う開催中止により、期の終了が決定したため、先行して還付対応をさせていただきます。

| 教室名 | 還付対象日 | 還付額 | 還付対応期間 | ご用意いただくもの |
|------------|---------------|---|----------------------|---|
| 第5期 木曜体操教室 | 1/28,2/4(2回分) | 中止分の参加料 (全額の参加料÷ 教室開催予定日数× 中止回数) ※10円未満の端数は 切り捨てとさせていただきます | 令和3年1月21日(木)から随時対応可能 | ・ご本人確認ができるもの(免許証、保険証等) ※返金に来られる方ご本人の確認ができるもの |
| 第5期 金曜体操教室 | 1/29,2/5(2回分) | | 令和3年1月22日(金)から随時対応可能 | |

◇還付対応未定の教室◇

以下の表の教室は、期の途中回が緊急事態宣言発令に伴う開催中止となります。
今後、緊急事態宣言発令期間が延長となる可能性があり、開催中止日程が増える場合も想定されるため、
お客様のご来館頻度を減らすことを考慮し、**還付対応は持ち越し**とさせていただきます。

| 教室名 | 現時点での中止決定日程 | 還付対応に関してのご連絡 |
|------------------------------|------------------|---|
| 第3期 トランポリン教室(Aクラス) | 1/18(1回分) | 令和3年2月7日(日)までに、 東海市民体育館のホームページにて今後の対応をお知らせいたします。 |
| 第3期 トランポリン教室(Bクラス) | 1/18(1回分) | |
| 第3期 トランポリン教室(Cクラス) | 1/18(1回分) | |
| 第6期 キャンドルナイトヨガ～癒しの時間～ | 1/18(1回分) | |
| 第7期 kids忍者&かけっこ教室 | 1/19,26,2/2(3回分) | |
| 第7期 AFC国際指導員のコーディネーショントレーニング | 1/19,26,2/2(3回分) | |